

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第190回通常国会閉会 ～障害、児童の法改正～

第190回通常国会が6月1日、閉会した。政府提出の新規の法案数に対する成功率は89%。政府が掲げる「1億総活躍社会」関連の改正雇用保険法などが成立した。福祉関連では社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法など多くの法律が改正されたが、介護・福祉に携わる人材の処遇改善をはじめ積み残し課題は多く、制度が安定するにはなお時間がかかりそうである。

介護休業給付金の給付率引き上げなどを含む改正雇用保険法は「1億総活躍社会」の関連法案。身内の介護のために離職する人をなくそうと、育児・介護休業法など6本の法律を一括改正した。保育所入所を申し込んで「落選」した母親の怒りの匿名ブログも国会で話題になった。

しかし、介護、保育の受け皿づくりに必要な介護人材、保育士の待遇改善を図る野党提出の法案は不成立。政府は年末までに財源を確保し、2017年度からそれぞれ賃上げするという。障害福祉の職員、社会的養護施設の職員も賃上げ対象差としている。

継続審議だった改正社会福祉法は3月31日に成立。2017年4月の本格施行に向け、社会福祉法人は新しい評議員会の設置など短期間で改正法に対応しなければならない。新制度の詳細が固まるのは今夏になる見通しだ。

改正障害者総合支援法は、障害者の高齢化に対応することが柱。低所得高齢者の自己負担軽減策を導入するほか、軽度者の一人暮らしを支える巡回サービスを創設する。

「巡回サービスがあれば軽度の人にはグループホーム（GH）に入らなくても良い」となることを懸念する声もあるが、その懸念を完全には拭えないまま審議は終わった。

改正児童福祉法は、児童相談所の体制強化が柱。弁護士配置などを盛り込んだが、施行後の検討規定を6項目も付けた。厚労省の審議会での議論が性急で、改正が見切り発車だった感は否めない。

今国会で成立した、社会福祉に関係する法律は以下の通り。

- 改正社会福祉法＝社会福祉法人改革
- 改正子ども・子育て支援法＝企業主導型保育施設を創設
- 改正児童扶養手当法＝第2子以降の加算を増額
- 改正雇用保険法＝介護休業給付金の増額などにより介護離職ゼロを後押し
- 改正地域再生法＝高齢者の地方移住を制度化

- ・改正障害者総合支援法＝自立生活援助など新サービスを創設
- ・改正児童福祉法＝児童相談所の体制を強化
- ・改正確定拠出年金法＝対象に専業主婦や公務員などを含める
- ・改正消費者契約法、特定商取引法＝悪質商法の取り締まりを強化し、消費者の取り消し期間を延ばす。
- ・改正自殺対策基本法＝自殺対策の計画策定を都道府県、市町村に義務化
- ・成年後見制度利用促進法＝内閣府に会議を設け、現行制度を見直す。
- ・改正発達障害者支援法＝都道府県に発達障害者支援地域協議会を新設

高齡障害者のGH完成 ～心配の種は人材確保～ 東京都

6月1日発行 福祉新聞より

障害者が高齡になっても暮らし続けるよう装備したグループホーム（GH）「イタール上荻」（東京都杉並区）が今年2月に完成した。老朽化により立て替えたもので、トイレや風呂のバリアフリー化を進めた。運営する社会福祉法人いたるセンターは、都内で同様のGHづくりを進めている。

イタール上荻は3階建てのビルで、入居者は平均48歳、最高齡は76歳。脳性まひの人、40年超精神科病院に入院した人など知的障害や精神障害のある男女13人が暮らす。日中は作業所などで働く人が多いが、中にデイサービスに通う人もいる。

「65歳を超えて特別養護老人ホーム移ろうとしてもまず受け入れてもらえない」。

管理者の八巻利子さんはこう話す。そのため、最後までGHで暮らせるようエレベーターを設け、風呂は片まひの人に対応するため浴槽や手すりをスライド式にするなど設備は手を尽くした。

心配の種は人材だ。「医療の必要な人が出てきたら看護師が必要だが、その確保は難しい。今のGHの収入では十分に人件費を出せない」と明かす。

「軽度」とされる人への心配も尽きない。

5月25日に成立した改正障害者総合支援法は、障害程度の軽い人の一人暮らしを定期訪問で支える新サービス「自立生活援助」を創設。その代りGHは重度に特化した、ものになる見込みだ。

八巻さんは「軽度の人には重度・高齡の人とは別の意味で手がかかる。新サービスを設けても一人暮らしを安定させるのは容易ではない」とみる。

この点は国会審議でも論点となり、日本グループホーム学会は与野党に意見提出した。

同学会の光増昌久代表は「GHを重度の人向けにしていくことには賛成」としつつ、「これからGHの利用を希望する『障害者支援区分非該当、支援区分』の人が利用できなくなる懸念がある。住まいの場は支援区分で制限するのではなく、本人の意向を尊重すべきだ」とコメントしている。

障害者の就職9万人 6年連続で過去最高 ～厚生労働省～

厚生労働省は5月27日、2015年度にハローワークを通じて就職した障害者が前年度比6.6%増の9万191人(延べ人数)と、6年連続で過去最高になったと発表した。精神障害者の採用が大きく増えた。

民間企業や官公庁に対する障害者の法定雇用率が13年度から引き上げられ、積極的な採

用が続いている。18年度から精神障害者も法廷雇用率の算定対象となる。

主な内訳をみると、精神障害者が11.2%増の3万8396人、知的障害者が6.6%増の1万9958人で、ともに大幅増だった。

業種別では、医療・福祉や製造業の就職が多かった。

「東京都障害者差別解消法ハンドブック」 東京都福祉保健局

このたび東京都では、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行を踏まえ、職員等の適切な対応に資するため、障害者差別解消法の趣旨や内容、日々の活動の中で配慮すべき事項等を分かりやすくまとめた「東京都障害者差別解消法ハンドブック～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～」を作成しました。

今後は、本ハンドブックを庁内で活用するほか、都内区市町村の職員や民間事業者にも周知を行うことなどにより、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進していきます。

【ハンドブックの主な内容】

◆法の概要

- ・法の目的、対象範囲、行政機関等及び民間事業者に求められることなどを掲載。

◆法で求められること

- ・「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」についての基本的な考え方などを掲載。

◆様々な場面における対応の例

- ・行政機関や店舗等における「案内・誘導」「相談・説明」「手続」「情報アクセシビリティ（印刷物、説明会、イベントなど）」といった場面ごとの合理的配慮の具体例を掲載。

◆障害特性について

- ・障害を正しく理解し、障害特性に応じた対応を行えるよう、代表的な障害特性と対応時の配慮点について紹介。
- ・「ヘルプマーク・ヘルプカード」など、関連する障害者施策についてコラムで紹介。

*WEBからダウンロード可能です

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html

2016年度 チャリティプレート助成金 募集要綱

1. 助成内容

障害者(重複を含む、以下同じ)が通う小規模作業所、アクティビティ・センター(自立センター、グループホーム)などで、特に緊急性が明確である団体(法人である必要はない)に、設備・備品・車両の助成を行う。

2. 応募資格

- ①助成年度の前年の4月1日までに設立され、すでに活動を開始していること。

- ②年間総予算が2,000万円をこえないこと。
- ③事業収入が800万円をこえないこと。
- ④公費助成のうち、運営費助成(対利用者)額が、年間予算総額の75%をこえないこと。
- ⑤社会福祉法人及び財団法人は特別の理由がない限り対象としない。

3. 助成金額 1件当たり50万円を限度とする。

4. 応募

①期間 2016年6月1日(水)～2016年9月30日(金)必着

②一次審査書類

- ・助成金申請書
- ・前年度の収支計算書
- ・今年度の予算書

審査の結果はこちらからご連絡いたします。

一次審査で選ばれた団体は、二次審査に必要な書類を10日以内にお送りください。

③二次審査書類

- ・役員名簿(碎氷責任者明記のこと)
- ・前年度の事業報告書
- ・要望物件のカタログ、見積書の写しなど(施設の場合、平面図、立面図、建築業者の見積もりの写し)

④当会以外の団体に助成金の申請をしている場合は、申請先団体名、要望物件、助成要望額、申請年月日を別紙にご記入いただきお送りください。(後日でも可)

5. 選考

(一次審査) 当会事務局において、提出して頂いた書類をもとに審査し決定します。

(二次審査) チャリティプレート助成団体選考委員会が、提出して頂いた書類をもとに、要望物件の使用目的及び緊急性が明確であるかという点を重視し決定します。また必要に応じて面接審査をします。

6. 結果の通知 10月末までに文書にて代表者宛に通知いたします。

7. 助成金の交付

助成団体に決定した際、必要書類を提出いただきます。書類受理後、銀行振り込みにて交付します。

8. 報告

助成金受理後、助成団体には当会からお送りした報告書を期日までに提出して頂きます。また必要に応じて取材に協力していただきこともあります。

※報告書期日 2017年4月末日

9. 応募書類の請求・質問等は下記までお願いします。

〒166-0012 東京都杉並区和田1-5-18 アテナビル2階

特定非営利法人 日本チャリティプレート協会 担当：諏訪

☎：03-3381-4071 FAX：03-3381-2289

第43回国際福祉機器展 H.C.R.2016 開催案内

◇会 期 平成28年10月12日(水)～14日(金)

◇開催時間 午前10時～午後5時

◇会 場 東京ビッグサイト・東展示ホール 〒135-0063
東京都江東区有明3-11-1

◇入 場 料 無料・登録制（一部プログラムは有料）

◇開催内容(予定)

①福祉機器展示 福祉機器約20,000点を総合展示

②国際シンポジウム

「障害者の権利の擁護とさらなる社会参加の促進のために

～ノーマライゼーションのこれまでとこれから」

- ・2020年のパラリンピック東京大会や諸制度改正などの動きを踏まえ、ノーマライゼーション発祥の国、デンマークから講師を招いて、障害者の権利擁護や社会参加の促進をめぐるこの10年の変化と最新の動向から今後の関連の取り組みのあり方を展望します。

*日 時 平成28年10月13日(木)午後～

*会 場 東京ビッグサイト会議棟6階 605-608会議室

③H.R.Cセミナー さまざまな参加者を対象に、役立つ最新情報を提供。

- ・地域での生活や介護の役立つ「一般福祉利用者・家族に向けての講座」、福祉サービスの質向上をめざす「福祉職むけ講座」、企業関係者に最新情報を提供する「企業むけ講座」、はじめて福祉機器を選び・利用する方へのセミナー等、多彩なテーマで開催。

④H.R.C特別企画 最新機器、子どもむけ製品、高齢障害者の便利グッズ等を集中展示

- ・最新機器や介護ロボットの紹介、機器や自助具の相談、子ども用製品の展示と療育相談、高齢障害者に役立つグッズの展示、身の回りにおけるテクノロジーの活用講座、被災地の授産施設製品の販売コーナーなどを設けます。

⑤出展社主催のプレゼンテーション 各製品の特長の紹介、PR等

◇問合せ先 国際福祉機器展H.R.C.2016事務局

一般社団法人保健福祉広報協会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

☎03-3580-3052 FAX03-5512-9798

*WEBサイト <https://www.hcr.or.jp/>

☆第39回てんかん基礎講座 開催案内☆

- ◆主催 (公社) 日本てんかん協会
- ◆日時 ①大阪会場
平成28年7月21日(木)～22日(金)
②東京会場
平成28年8月2日(火)～3日(水)
- ◆会場 ①大阪会場 大阪商工会議所
〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 ☎06-6944-6268
②東京会場 よみうりホール
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-11-1 読売会館7階
☎03-3231-0551
- ◆受講料 10,000円(協会会員 6,000円) ※消費税含/1日だけの受講も可
- ◆申込先 東武トップツアーズ(株) 東京法人西事業部「てんかん基礎講座」係
〒102-0075 東京都千代田区三番町5-7 精糖会館4階
☎03-5212-7102 FAX03-5212-7095

*日本てんかん協会HP <http://www.jea-net.jp/>

*熊本地震義援金 受領のご報告

このたびは、熊本地震義援金を賜り誠にありがとうございました。

皆様方の暖かいご支援に、心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しております。

静岡市肢体不自由児者父母の会 会長岩辺吉恵様	5月30日	¥17,300-
(公財) 北海道肢体不自由児者福祉連合協会様	5月30日	¥100,000-
山口県肢体不自由児者父母の会連合会様	6月1日	¥82,850-
湯河原町真鶴町肢体不自由児者父母の会 代表牧野正子様	6月2日	¥50,000-
足立区NAKAMA 代表五十嵐勉 事務局大熊邦子様	6月6日	¥117,029-
三重県肢体不自由児者父母の会連合会様	6月7日	¥105,000-
練馬区肢体不自由児者父母の会 会長鈴木満里子様	6月10日	¥30,000-
豊橋市肢体不自由児(者)父母の会様	6月10日	¥100,000-
合 計		¥602,179-

▽「協和ふわりい基金」より 30万円の寄付▽

障がい児用のオーダーランドセル「ふわりいオーダーメイドUランドセル」をはじめ全肢連の事業に対して日ごろよりご支援をいただいている株式会社協和(代表取締役若松種夫氏)の『協和ふわりい基金』様よりこの度30万円のご寄付をいただきました。

協和ふわりい基金の関係者の皆様のご厚情に対しまして心より感謝を申し上げます。

ふわりいオーダーメイドUランドセル

http://fuwarii.com/products/list.php?category_id=16

県肢連便り

シーティング研修会報告

愛媛県肢連 北村様よりシーティング研修会のご報告をいただきましたので掲載します。研修・体験会ご希望の方は全肢連事務局までお問い合わせください。

シーティング（姿勢保持）研修会開催

去る5月27日（金）に愛媛県の県立子ども療育センターにおいて、車いす二次障がい予防の権威（株）アクセスインターナショナル、山崎泰広氏をお招きしシーティング（姿勢保持）の講習会が開催された。これは昨年第48回全肢連全国大会での講演が会員にとって非常に高く関心を呼び、愛媛での開催の要望が強くなり、又、今年に入り2月に神奈川県肢連、3月に豊橋市父母の会で開催され、続いて愛媛での開催について交渉の結果実現した。

愛媛では県内一円で広く障がい児の二次障がい防止と機能性向上をはかるため、障がい児の療育の中心である愛媛県立子ども療育センターにおいてセンターのOT、PTの皆さんと関係する多くの他の施設のOT、PT 計20名の皆さんと車いすのシーティング希望の方51名の参加をみて開催された。今回は特に療育に関わる多くのOT、PTの皆様にご案内しご参加を頂きました。

今まで姿勢保持の大切さについては十分認識し実践してきたつもりでしたが、実際指導を受けてみると見落とし、認識不足、新たな発見と大変勉強になり多くの受講者より、時間不足のため改めて講習を受けたいとの申し出もあり改めて開催を検討する事にした。各県肢連に置かれても是非研修をお勧めします。

会長・事務局長交代及び事務局移転のお知らせ

○岩手県肢体不自由児・者父母の会

前：会 長 佐々木 悠紀子氏 → 新：会 長 工藤 真弓氏（平成28年4月1日付）

○高知県肢体不自由児者父母の会

会 長 代 行 弘田 量二氏 → 新：会 長 弘田 量二氏（平成28年6月1日付）

○山梨県肢体不自由児者父母の会連合会

前：会 長 武井 泰仁氏 → 新：会 長 小中澤 春男氏（平成28年6月12日付）

新 住 所：〒400-0041 山梨県甲府市上石田4-8-34 アメニティ甲府ビル
POCCOかみいしだ内
☎：055-287-8310 F A X：055-287-8148

事務局からお知らせ

第49回全国大会神奈川大会

第49回全国大会が、7月30日(土)～31日(日)神奈川県横浜市「かながわ県民ホール」にて開催されます。

昨年11月26日付で事前の参加見込み聞き取り調査をさせていただきましたが、当初参加を予定されていた県肢連からのお申込みが未だきていないこともあり、募集は6月3日で一旦締め切らせていただきましたが、参加申込みがお済みでない方は、極力6月20日(月)までのお申込みにご協力ください。

なお、申込み締切日である6月3日以降にお手続きされた県肢連におかれましては、大会参加券等の送付が遅れますことをご了承ください。

皆様のご参加をお待ちしております。

<申込先> 東武トップツアー(株)横浜支店 担当：富田・岡村
〒220-0004 横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第二ビル5階
☎045-326-1120 F A X045-326-1122
営業時間：午前9時～午後6時まで（土日休み）

***大会会場へのアクセスについて*(鉄道ご利用の方)**

《みなとみらい線日本大通り駅よりお越しになる方》
ボランティアスタッフが当日誘導案内に立ちます。

《JR根岸線・市営地下鉄関内駅からお越しになる方》
当日誘導案内は立ちませんのでご注意ください。

